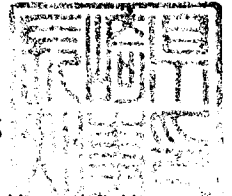


公文書部分開示決定通知書

21 諫干第31号
平成21年10月15日

時津良治 様

長崎県知事 金子原二郎



平成21年10月1日付けで請求のあった公文書の開示については、長崎県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	平成21年9月定例県議会で可決された補正予算の内、農林水産業費→農地費→干拓費 諫早湾干拓事業推進費 18,752,000円 の使途目的、事業内容、経費明細（委託費の内訳）（交通費、旅費、宿泊費、会場費、謝金等別）財源内訳	
開示の実施の日時 及び場所	日時	平成21年10月15日 午後2時
	場所	長崎県庁県民情報センター 電話番号（095-826-0141）
開示しない部分 及びその理由	開示しない部分 委託費の内訳 開示しない理由 （根拠） 長崎県情報公開条例第7条第5号 該当 イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの。	
上記の「開示しない理由」 がなくなる期日	委託期間満了後（この日以降であれば、この公文書を開示することができます。開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。）	
担当課室（所）	農林部 諫早湾干拓室 調整班 電話番号（095-895-2051）	
備考		

- （注）
- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
 - 2 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当課室(所)までご連絡ください。
 - 3 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、長崎県知事に対し、不服申立てをすることができます。
 - 4 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、県を被告（長崎県知事が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
ただし、3により不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければいけません。

平成21年9月議会における干拓費補正の内容

- 1 概要・目的；多くの方々に諫早湾干拓の取り組みや効果等について十分に理解してもらうため、諫早湾干拓地で行われている大規模営農、環境保全型及び循環型の農業など、諫早湾干拓の取り組みの状況について、事例報告、基調講演、パネルディスカッションなどを内容としたフォーラムを、日本の情報発信の中心都市東京において開催する。

2 内容

事業費 18,752,000円

① 旅費 720,000円

- ・ 事前打合せ（東京） 2人×2回×60,000円=240,000円
- ・ フォーラム当日（東京） 8人×1回×60,000円=480,000円

② 需用費 300,000円

- ・ 展示用生産物購入費 100,000円
- ・ パンフレット作成費 100円×2000部=200,000円

③ 役務費 50,000円

- ・ 展示用生産物郵送料等 50,000円

④ 委託料 17,657,000円

- ・ フォーラム開催委託 17,657,000円

⑤ 使用料 25,000円

- ・ タクシー借り上げ料 25,000円

財源内訳 国庫支出金

3 委託費の内訳

- ・ 会場費 [REDACTED] 円
 - ・ 運営費 [REDACTED] 円
 - ・ 講師謝礼交通費 [REDACTED] 円
 - ・ 事前告知、事後広告費（原稿制作費込み） [REDACTED] 円
- 計 16,816,191円
- 消費税及び地方消費税 840,809円
- 合計 17,657,000円